

令和元年 12 月 24 日

## 「実務修習業務規程施行細則」等の一部改正について

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
実務修習運営委員会

### 1. 改正の経緯

- 本会は、不動産の鑑定評価に関する法律及び同施行規則並びに実務修習業務規程の定めるところにより、財務諸表等及び所定の帳簿を備付け、所定の期間保存しています。この他の実務修習において用いた書類（以下、「実務修習関係書類」という。）については、現行において、本会の事務取扱要綱に基づき保存していますが、本取扱いに係る明文規定が実務修習業務規程等に規定が設けられていないため、実務修習業務規程施行細則（以下、「細則」という。）を一部改正し、規定を新設しました。

また、実務修習関係書類のうち、実地演習実施機関が実地演習の実施・指導に用いた実地演習に関する書類についても、実地演習実施機関における実地演習に関する書類を保存する義務を規定化するため、細則の一部改正を行いました。

### 2. 主な改正のポイント

#### (1) 本会における帳簿等の管理

本会において、実務修習業務規程第 48 条の規定に定める帳簿等の他に、実務修習において用いた書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、本会が別に定めるところにより、保存しなければならない旨を明文化します（細則第 29 条）。

#### (2) 実地演習実施機関における実務修習関係書類の保存

実地演習実施機関において、次表に掲げる書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、所定の期間、実地演習実施機関の所在地に備えて置かなければならない旨を規定化します（細則第 16 条第 23 号）。

書 類	保存期間※
実地演習実施機関が規程第 28 条の規定に基づき作成し本会に提出した実地演習の実施状況の報告書の写し	1 年
その所属する修習生が作成し本会に提出した細則第 16 条第 9 号に規定する「物件調査実地演習報告書」及び同条第 16 号に規定する「一般実地演習報告書」の写し	5 年
その他実地演習の実施にあたって取得もしくは使用した書類又はその写し	5 年

※ 保存期間は、その所属する修習生の実務修習期間を終了した事業年度の終了した日の翌日から起算する。

### 3. 適用時期

- ・ 令和2年1月1日から適用します。

以 上